薬物の濫用の防止に関する条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の概要

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

(1) 法改正の内容

- ア 大麻取締法の題名を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。【大麻取締法】
- イ 大麻から製造された医薬品の施用等を禁止する規定を削除するとともに、大麻等を麻薬及び向精神薬取締法における「麻薬」と位置づけることで、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする。【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】
- ウ 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備【大麻取締法】

都道府県知事の免許を要することとされる大麻取扱者(大麻栽培者及び大麻研究者)の名称を大麻草栽培者(大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者)に改め、大麻草採取栽培者になるうとする者は、都道府県知事の免許を、大麻草研究栽培者になるうとする者は、厚生労働大臣の免許を要することとする。

(2) 条例改正の内容

ア 薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

薬物の濫用の防止に関する条例においては、第2条第1項で「大麻」、「覚醒剤」、「麻薬」等を「薬物」と定義している。大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正により、「大麻」が同法における「麻薬」に位置づけられ、薬物の濫用の防止に関する条例に規定する「薬物」の定義中の「麻薬」に含まれることとなることから、同条例に規定する「薬物」の定義から「大麻」に係る文言を削除する等規定の整備を行う。

イ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

大麻取締法の一部改正により、法の題名が「大麻取締法」から「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻栽培者」が「大麻草採取栽培者」に改められたことから、引用する法の題名及び手数料の名称を改める等規定の整備を行う。

2 施行期日

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)の施行の日(令和5年12月13日から起算して<u>一年を超えない</u>範囲内において政令で定める日)

※令和6年秋頃施行予定

3 今後の予定

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)の施行の日(令和5年12月13日から起算して<u>二年を超えない</u>範囲内において政令で定める日)を施行期日として、「大麻草の栽培の規制に関する法律」の一部改正に伴い、規定の整備を行う予定。

- (1) 大麻草採取栽培者の免許を区分し、大麻草の製品の原材料として栽培する場合を第一種大麻草採取栽培者免許(都道府県知事免許)に、医薬品の原料として栽培する場合を第二種大麻草採取栽培者免許(厚生労働大臣免許)とする。
- (2) 第一種大麻草採取栽培者について、THC が基準値以下の大麻草から採取した種子等を利用して栽培しなければならないこととするなど、所要の規制を設ける。
 - ※令和7年春頃施行予定